

国連グローバル・コンパクトの COP に関する調査報告

—COP 提出の傾向ならびに COP の形式的な評価を中心として—

梅 田 徹

1. はじめに

2000年7月に発足した国連グローバル・コンパクト（以下、GC）は、政府や国際機関等による「上から」の規制ではなく、むしろ、「ミレニアム開発目標」に象徴されるような地球的課題の解決に向けた企業の自発的な取り組みやコミットメントを促し、あるいはそれに期待することによって、企業、とりわけ、多国籍企業の行動を社会にとってより望ましい方向に誘導することを狙いとするグローバルに展開されつつある枠組みである。同時に、それは企業と国連との間のパートナーシップを構築し、これを推進するプラットフォームでもある¹。企業の自発性を重視するという意味において、GCは企業のCSRを推奨する枠組みであると捉えることもできる²。2010年4月現在、世界中で約8,000を越す団体がGCに署名参加しており、このうち、企業は6,000に達しようとしている³。

¹ GC2007年報は「世界最大のグローバルな企業市民イニシアティブ」であると位置付けている。UN *Global Compact Annual Review 2007*, June 2007, p. 7.

² 国連グローバル・コンパクトに関する研究論文は、わが国でも徐々に増えつつあるが、まだそれほど多くはない。そのなかでも、三浦聡「国連グローバル・コンパクトの意義—ガバナンス論からの考察」『日本国際経済法学会年報』第18号（2009年11月）は、分析と考察においてすぐれた論文の一つとして注目される。

³ GC事務所が公表した数字では、2010年4月30日現在、GC参加企業が5,936社、そ

2003年1月国連、GCの体制に「コミュニケーション・オン・プログレス」Communication on Progress (COP)と呼ばれる報告手続きが導入された。参加企業は、この制度の下で、過去1年間の活動や実践について報告することが義務付けられる一方で、一定期間内に報告義務を果たさない企業には、ペナルティが科されることになった。

この COP の手続きの下で、参加企業は、GC の公式サイトに自社の実践、実績をまとめた文書（通常は、電子文書。以下では、これを「COP 報告書」と呼ぶことにする⁴）を登録し、開示することで一つの義務を果たすことになる。公式サイトに登録・開示された COP 報告書は、ネット上で閲覧できるほか、サイトの検索機能を使うことによって、特定の企業の COP 報告書や特定の国の COP 報告書データを抽出することができるようになっている。COP のための所定の書式のようなものは特に用意されていない。使用言語も英語に限られるわけではなく、母国語で発信（報告）することが認められている。また、企業が一般社会向けに作成した CSR 報告書を COP 報告書として用いることも認められている。

「CSR 報告書」とは、CSR に対する関心が高まりの中で、多くの企業が自社の CSR 実践を対外的に公表するために利用している媒体のことを指す。「サステナビリティ報告書」「社会環境報告書」など、さまざまな呼び方がある⁵ が、本稿では、企業が経済・社会・環境のトリプルボトムラインあるい

の他の団体が 2,259 団体、あわせて、8,195 団体である。Global Compact Bulletin, May 2010.

⁴ 文書としての COP 報告書を公表するプロセス、あるいは、COP に該当する内容を公開するプロセスを指す場合には、「COP 報告」と呼ぶことにする。英語でも ‘report’ の語は、プロダクトとしての「報告書」を指すこともあれば、プロセスとしての「報告」を指すこともある。それを念頭においての区別である。

⁵ 報告書のネーミングに関するある民間の調査では、「CSR レポート（報告書）」が 61.2%、「社会環境報告書」が 11.7%、「サステナビリティレポート（報告書）」が 10.2%であった（2009 年、103 社対象）、株式会社ゼネラル・プレス「CSR 報告書調査レポート 2009」、26 ページ。

<http://www.csr-communicate.com/content/themes/csr/img/data/2009_env_csr_report.pdf>

は、環境 (E)・社会 (S)・ガバナンス (G) の頭文字をとった ESG の観点を含み込んだ報告書を総称して「CSR 報告書」と呼ぶことにする。

CSR 報告書を発行している企業は、COP 報告書を作成するコストと手間を省けるため、CSR 報告書による代用システムを利用する傾向にある。一方、CSR 報告書を発行していない企業は、COP の義務を果たすためには COP 報告書を作成する必要に迫られる。筆者は、この二重の報告制度に着目している。いまや GC の重要な手続きの一部となっている COP 制度の背後には、企業が社会に対して説明責任を果たす手段の一環として、CSR 報告書を発行して自社の社会的、環境的取り組みに関する情報を発信する動きがある。その意味において、COP の公式サイトにアップされた CSR 報告書は、その制度の背後にある CSR 報告書の開示状況⁶を見るための「覗き窓」のような働きをしていると捉えることができる。COP の公式サイトにアクセスすれば、誰でも GC 参加企業の COP 報告を閲覧することができる。しかし、それだけではない。COP という「窓」を通して、世界各国の CSR 報告書の状況の少なくとも一部を把握することができるのである。それゆえ、GC の COP における報告実践を調査することは、単に GC 参加企業の CSR の報告実践に対するアプローチであるばかりでなく、同時に、各国における一般的な CSR 報告動向 (CSR の情報開示動向) を把握する重要な機会でもある⁷。

⁶ 「CSR 情報開示」の現象については、梅田徹「CSR と国連グローバル・コンパクト」江橋崇編著『グローバル・コンパクトの新展開』法政大学出版局 (2008 年 3 月)、pp. 130-131、および、梅田徹「CSR 現象を読み解く—CSR 評価とリーズニング」『倫理道徳の白書』第 2 巻、モラロジー研究所 (2010 年 6 月) を見よ。

⁷ アメリカ、イギリス、オーストラリア、ドイツ 4 か国の CSR 報告状況を分析した論文としては、次のものがある。Stephen Chen and Petra Bouvain, "Is Corporate Responsibility Converging? A Comparison of Corporate Responsibility Reporting in the USA, UK, Australia, and Germany", *Journal of Business Ethics* (2009) 87:299-317. アジア 7 か国のウェブサイトにおける CSR 報告状況について分析を加えたものとして、Wendy Chapple and Jeremy Moon, "Corporate Social Responsibility (CSR) in Asia: A Seven-Country Study of CSR Website Reporting," *Business and Society*, (2005) がある。そのほか、ギレ財団 (Fondation Guile) が四つの産業分野の 40 社を対象に COP 調査を行っている。詳細は、以下のサイトにある。

本稿において報告する調査は、単一の調査スキームを用いながらも COP 報告のトレンドと CSR 報告のトレンドの二つを同時に追求しようとする多少欲張った調査である。この調査は、二重の報告制度に注目した点において、他の調査研究にないユニークさを有している。本稿における調査は、「コミュニケーション・オン・プログレス」（COP）を情報源（素材）として行った調査であるという意味で「COP 調査」と呼ぶが、それは狭い意味での COP だけを調査対象にしているわけではないことに留意されたい。

2. 調査の作業手順

(1) 概況（背景）

調査を開始する前の COP の状況について説明しておきたい。調査を開始した 2009 年 11 月の時点では、GC 参加企業が GCO に提出した COP は、GC の公式サイト上で登録、公開され、ここにアクセスすれば、誰でも自由に検索できるようになっていた。オンラインでアクセスすることができるこの COP データベースを、本稿では便宜上、「COP 検索サイト」と呼んでおく。

当時の COP 検索サイトでは、「世界の地域」「国名」「団体の種類（企業/NGO/労働組合/大学等）」「（COP 提出）年」という四つのカテゴリーで検索することができるようになっていた。たとえば、一つの国について任意の一年間に提出された COP を閲覧したい場合、団体の種類（この場合、「企業」）を選択したうえで、当該国名、および当該年で検索をかければよい。すると、当該国の GC 参加企業が当該年内に提出した COP（広義）を捕捉することができる。ただし、この検索システムでは、当該年内に企業が登録（提出）したすべての報告文がヒットしてしまう⁸。また、登録した文書の中には、期限内

<http://www.guile.net/cm_data/Guile_COPAssessment_Flyer.pdf>

⁸ たとえば、日本の参加企業であるトプコンの場合には、たとえば、2007 年対象期間に 4 種類の文書（Fact Book 2007、Corporate Profile 2007、TOPCON CSR Report 2007、TOPCON GROUP CSR Report 2008）が COP として提出・登録されている。

に提出できないため猶予を求める書簡 (Grace-period letter)⁹ のようなものが含まれる。しかし、その種の書簡を除外する検索機能までは整備されていない。さらに、当該一年間で複数の報告書を提出する企業もある。一度、報告書を提出した後で、追加的な情報を提出するケースもある。

いずれにしても、同一の企業が複数の文書を提出しているようなケースは必ずといってよいほど含まれる。つまり、同一の企業が提出した複数の文書が複数回カウントされているのである。そこで、これを一企業につき一つの登録 (提出) に絞り込む作業が必要になる¹⁰。これを便宜上、「絞り込み」作業と表現しておく。

(2) 「絞り込み」作業

まず、提出期限の延期を求める書簡等、実体的な報告書に該当しないものをすべて削除する。次に、たとえば、2007年度版と2008年度版というように、同一企業が同一年間で複数年の報告書を提出・登録している場合には、調査対象年度の報告書だけを残す。また、ある企業が追加的な情報を提供するために別の文書等を登録・提出している場合には、追加的な文書等についても、これを削除する。

今回の調査では、調査対象年は2008年とし、同年1月1日から12月31日までの一年間に提出された、原則として「2008年度版」のCOPのみを対象とすることにした。したがって、一つの企業が2008年一年間に、2008年度版だけでなく、(追加的に)2007年度版、あるいは2009年度版を提出している場合には、これらを削除して、2008年度版だけを残した。つまり、2008

⁹ COP のルールによれば、GC 事務所に報告書の提出が遅れる合理的な理由を説明した企業には、90日間の猶予が与えられることになっている。Policy for “Communication on Progress” (April 30, 2008), p. 2.

¹⁰ GC 事務所が発行している年次報告書にはCOP提出数が掲載されているが、一企業一報告としてカウントしているのかどうかについての説明はない。おそらく何らかの絞り込みの作業が行われていると推察される。United Nations Global Compact Annual Review 2008, (March 2009), p. 56.

年一年間に提出されたものの中から、原則として、2008年版のみを調査対象として取り出したのである。

以上のような「絞り込み」作業を行うと、一つの企業について一つの COP 登録（提出）を対応させることができるようになる。一つの企業が、その特定された一つの報告書を登録（提出）することを、本稿では、便宜上、「エントリー」と表現しておく¹¹。

調査対象各国について得られた 2008 年一年間のエントリー数（2009 年 10 月末時点での数値）は、表 1 に示した通りである。

もっとも、調査者は調査対象として確定して以降も、随時、データベースにアクセスして情報を収集した。情報を収集している間に、一度、提出・登録された COP が撤回されたと思われるケースが、フランスで 2 件（いずれも SME）、スウェーデン 1 件、中国で 1 件あった。本稿でこの先に掲載する表の中では、撤回された COP に関するデータは含まれていない。

表 1 調査対象国の確定エントリー数（2008 年）

Germany	59	United States	53	China	28
Netherland	25	United Kingdom	65	Korea	38
Sweden	36	Canada	17	Japan	61
France	237	Mexico	49		
Spain	74	Brazil	59		
Italy	30	Argentina	85		

このエントリーの下で調査対象各国の GC 参加企業が提出した広義の COP が本調査の基礎データ提供の源泉であることをここで確認しておきたい。

¹¹ COP については「提出」という表現がもっとも適切であろうが、同一企業が複数の報告書を提出することもあるため、本稿では、「絞り込み」作業によって一企業について一報告書を特定した。一企業一報告書を前提としているという意味で、本稿では、「サブミッション」ではなく、「エントリー」という表現を用いる。

(3) 「COP 報告書」と「CSR 報告書」の区別

この基礎データの中から、さらに調査項目を特定して具体的なデータを収集し、あるいは特定の観点から仕分け作業を行うという作業がこの後に続く。企業規模を示す「company」と「SME(small and medium-sized companies)」¹²の区分は、GC 事務所側で与えられた、客観的に共有されているデータであるのに対し、それ以外の区分はその意味において客観的に与えられたものではない。たとえば、COP 報告書と CSR 報告書の区別（区分）は、一義的には、それを提出（登録）した企業側の申告に基づくものである。

広義の COP として企業が提出しているものは、一部の例外を除き、①GC の COP のために作成された報告書（電子文書の形で提供されるものも含め、これを便宜上、「狭義の COP 報告書」と呼んでおく）、あるいは、②当該企業が一般社会向けに発行している「CSR 報告書」の類のいずれかに仕分けすることができる。ある企業の報告をどちらに仕分けするかは、その報告書のネーミングから判断することもできるが、ネーミングから判断するだけでは正確な仕分けができない場合もある。そこで、個々の報告書の中身を確認することによって仕分け（区別）をする作業が必要になる。

これが、「狭義の COP 報告書」と「CSR 報告書」の仕分け作業である。両者を区別する基準としては、基本的には形式に注目した。結論を若干先取りすることになるが、一般的に狭義の COP 報告書はワード（MS-WORD）で作成されたものが多く、ページ数も相対的に少ないのに対して、CSR 報告書は紙媒体として印刷・製本されたものが多く、COP のサイト上では紙媒体の紙面を PDF 形式に変えてアップされているケースが大半を占める。これ以外に、ワードまたは PDF といった別のファイルを開くのではなく、直接ウェブ上で情報を閲覧できるタイプもある（「HTML 形式」と呼んでおく）。国によって

¹² GC 事務所では、従業員 250 名以下の企業を「SME」、250 名以上の企業を「company」と既定している。company は、統計的には、5,000 名で区切るときもあれば、10,000 名で区切ることもあり、一定していない。SME の比率は「2007 年年報」では 45%、「2008 年年報」では 53% になっている。SME の参加が増えていることがわかる。*Annual Review 2007*, p. 8; *Annual Review 2008*, p. 9.

は、この HTML 形式の報告がかなりの数に上ることもあるが、通常はファイルを開く形式のものが圧倒的に多い。また、狭義の COP 報告書は GC の原則に直接関連する記述が中心になるのに対して、CSR 報告書では当該企業の CSR 活動全般を記述し報告するというように、内容的な観点から見ても狭義の COP 報告書と CSR 報告書を何らかの形で区別するのはそれほど難しくはない。

（4）特定項目情報の収集と記録

次に、狭義の COP 報告書と CSR 報告書のそれぞれについて、情報を収集する項目を特定、抽出し、それを記録していく作業を行った。両者に共通して収集する情報項目としては、ページ数、使用言語、ファイルの容量の三要素である。ファイル容量については、すべてのファイルについて行うことをせず、容量の大きなもの（1 メガバイトを超えるもの）に限って抽出・記録した。また、狭義の COP 報告書と CSR 報告書で収集した情報項目が異なったものもある。たとえば、COP 報告書の場合には、GRI インデックスの有無（および掲載ページ）、GC インデックスの有無（および掲載ページ）がそうである。GRI インデックスまたは GC インデックスが HTML 形式で提示されているケースがあるため、把握できたものにかぎって印をつけた。HTML 形式の報告の場合には、ネットで公開されている範囲が把握できないため（言い換えれば、情報の奥行きがあまりすぎて）、調査者側において、ある企業がネット上で提供する情報をすべて把握することに限界がある。そのため、HTML 形式報告に関して収集した GRI インデックスまたは GC インデックスに関する情報は必ずしも網羅的なものではないことを付記しておく。

狭義の COP 報告書の場合では、当該報告がカバーする形式と内容に関連して、10 原則すべてをカバーしているか、あるいは一部の原則をカバーしているだけか、もしくは、4 分野ごとに報告する形式を採用しているか、といった部分についても、出来るかぎり区別をつけるようにした。10 原則すべてについて実践を報告している場合は、「covers the 10 principles」と表記し、4

分野ごとに実践を報告している場合には、「covers the 4 areas」と表記することにした。こうした区分（10原則または4分野）を意識することなく、漫然とグローバル・コンパクトに関連する（と主張する）活動について（通常は、ごく簡単に）記述・報告している場合には、「general」というラベルを付けた。この作業には、若干の主観的な「ぶれ」（微妙なケースでの価値判断）が入ることを認めざるを得ない。

以上のような手順で情報を収集していった。調査対象各国について収集した情報はそれぞれの国のエクセル・シートに記録した。そのシートそのものは、情報を記載した基礎資料であるが、かなりの枚数に及ぶため本稿で提示することはしない。

3. 分析と考察

各国の基礎データを分析・比較検討するに当たって着目したのは、次の二点である。一つは、COPのエントリーに何らかの特徴が見られないかどうか、もう一つは成果物（プロダクト）としてのCOP（狭義のCOP報告書とCSR報告書の両方を指す）に何らかの特徴が見られないかどうかの二点である。この2点は、いずれも広義のCOPに関して探ろうとするものであるが、後者（成果物としてのCOP）については、狭義のCOP報告書とCSR報告書を区別することができる。したがって、狭義のCOP報告書とCSR報告書についてもそれぞれ何らかの傾向や特徴が表れ出ているのかどうか、このあたりにも注目していく必要がある。

以上の分析の視点を整理すると次のようになる。

(1) 広義のCOPのエントリー傾向（以下、「エントリー傾向」）

主として、企業規模とCOP提出率の関係、企業規模とCOP利用率もしくはCSR利用率の関係等に焦点を当て、全体的な傾向を探り出すほか、国別の傾向についても特徴を明らかにすることをねらいとする。

（2）広義の COP のプロダクト傾向（以下、「プロダクト傾向」）

グローバル・コンパクトのサイトに登録されたプロダクトとしての広義の COP（狭義の COP 報告書および CSR 報告書等を含む）の傾向・特徴を探ることに焦点が当てられる。ここでは、二つの視点を導入する。一つは使用言語の傾向であり、いま一つは報告書の分量ないしファイルの容量に関する視点である。前者を使用言語（language）の視点、後者を分量・容量（volume）の視点と呼んでおく。

一方で、プロダクトとしての COP 報告書そのものは、すでに示したように、大きく分けて 2 種類のものが混在している。一つは、狭義の COP 報告書であり、もう一つは CSR 報告書である。この二つのそれぞれについてのプロダクト傾向を探るという視点にも留意する。前者の、いわゆる「狭義の COP のプロダクト傾向」については、使用言語の視点、報告書の分量・ファイルの容量の視点のほかに、①COP のルールに適合しているかどうかという視点、②作成の第三者委託に関する視点を押さえておきたい。

（1）エントリー傾向について

最初に、グローバル・コンパクト署名企業のうちのどのくらいの比率の企業が COP を提出しているかを見てみておきたい。筆者は別の研究プロジェクトでたまたま 2007 年 10 月の時点での一部の国についてのグローバル・コンパクトへの参加状況を調査しており、そのデータを保有している¹³。ただし、今回の調査プロジェクト対象国の中では、相対的に参加企業数の少なかったオランダ、スウェーデン、カナダの 3 か国についてはデータを有していない。したがって、以下の分析においては、その 3 か国については除外して考えていく。

2007 年 10 月の時点で、12 か国から署名参加していた企業数の合計は、2,418

¹³ 梅田徹「国連グローバル・コンパクトの発展と現状」江橋崇編著『グローバル・コンパクトの新展開』法政大学出版局（2008 年 3 月）所収、23 ページ。

であった¹⁴。今回の COP 調査の対象とした時間的範囲は、2008年1月から同年末までの1年間であるから、時間的範囲の開始時期と比べて若干、時間的なズレはある。しかし、そもそも一方の参加企業数のデータはある時点でのデータとして把握するよりほかになく、もう一方の COP 提出データは、2008年1年間における登録件数というように、性質が異なるものを同系列で見ようとするところに無理があるが、方法としてはこれを利用するしかない。また仮に別の方法があるにしても、それほど大きく誤差が出るようなものではないはずである。それゆえ、この二つのデータからエントリー傾向を読み取ることとする。

今回の調査の対象とした12か国では、合計835のエントリーが記録されている。全体としては34.5%の企業がCOPを提出していることになる¹⁵。データが得られた12か国のエントリー傾向は表2の通りである。

表2で見る限り、日本の参加企業のCOP提出率は意外にも突出して高い。参加企業の半数以上がCOPを提出かしている国は、日本のほか、アルゼンチン、イギリスの3か国に過ぎない。メキシコ、スペイン、中国では、提出した企業は参加企業の2割以下にとどまっていることがわかる。

表2 参加企業のうちCOPを提出した企業の比率（12か国）

Country	Participant	COP entry	Entry ratio (%)
Japan	71	61	85.9
Argentina	142	85	59.9
United Kingdom	114	65	57.0
Germany	121	59	48.8

¹⁴ 同書、23ページの図1に記載されている中から該当国を抜き出してカウントした。

¹⁵ 比較対照できるデータとしては次のものがある。GC事務所は、2005年7月に初めてCOPの提出状況を公表しており、それによれば、2,200社が参加していた当時の段階で、977社がCOPを提出していた。COP提出率は44.4%であった。GC Office, COP report July 2005, 'Vast Majority of Largest Companies Actively Communicating Progress'.

国連グローバル・コンパクトの COP に関する調査報告（梅田 徹）

France	497	235	47.3
Korea	105	38	36.2
Brazil	200	59	29.5
United States	190	53	27.9
Italy	118	30	25.4
Mexico	275	49	17.8
Spain	417	74	17.7
China	168	26	15.5
Total / Average	2418	34.5	34.5

表 3 COP 提出企業のなかで中小企業（SME）の占める比率

Country	Entry	Company	SME	SME ratio (%)
Canada	17	9	8	47.1
France	235	150	85	36.1
United States	53	34	19	35.8
Argentina	85	55	30	34.9
Germany	59	39	20	33.9
Spain	74	50	24	32.4
United Kingdom	65	45	20	30.8
Mexico	49	35	14	28.6
Italy	30	22	8	26.7
Brazil	59	44	15	25.4
Sweden	35	29	6	17.1
Netherland	25	22	3	12.0
China	26	24	2	8.3
Japan	61	56	5	8.2
Korea	38	36	2	5.3
Total / Average	911	650	261	28.5

表3は、2008年1年間にCOPを提出した企業のうち中小企業の占める比率の高い順に並べた一覧である。カナダについてはサンプル数が少ないが、意外に中小企業が占める比率が高い。フランスについては、署名企業数の中に中小企業の占める比率が相対的に高いことが分かっている¹⁶。したがって、当然の結果であるとも言える。中国、韓国、日本の東アジア地域について、とりわけ、日本と韓国についてはもともと中小企業の占める比率が非常に低い。日本と韓国については2007年4月末の時点における数字が得られている。GC参加企業に中小企業が占める比率は、日本が12.2%、韓国が6.9%であった¹⁷。中国については、2007年6月の時点でのデータであるが、中小企業の占める比率は24.8%であった。したがって、いずれも、中小企業のCOP提出率は、相対的に大規模な企業の提出率を下回っているということがわかる。もっとも、同じ時期における他の国における中小企業が占めるデータは入手できていない。

表4 エントリーの中でCOP（狭義）の占める比率

Country	Entry	COP	COP ratio (%)	SME/COP	SME/COP ratio (%)
France	235	194	82.6	82	96.5
Argentina	85	66	77.6	27	90.0
Mexico	49	34	69.4	13	92.9
Germany	59	40	67.8	20	100.0
Spain	74	48	64.9	20	83.3
United States	53	33	62.3	13	68.4
Italy	30	18	60.0	7	87.5
United Kingdom	65	37	56.9	19	95.0

¹⁶ 2010年4月末現在で55.5%である（594社中330社）。

¹⁷ その時期に筆者がGCの公式サイトデータベースにアクセスして入手し、ダウンロードしたものをカウントしたもの。中国についても同じ。

国連グローバル・コンパクトの COP に関する調査報告（梅田 徹）

Canada	17	8	47.1	6	75.0
Brazil	59	25	42.4	11	73.3
Korea	38	14	36.8	2	100.0
Netherland	25	9	36.0	2	66.7
China	26	9	34.6	1	50.0
Sweden	35	11	31.4	5	83.3
Japan	61	11	18.0	5	100.0
Total / Average	911	557	52.5	233	89.3

表 4 は、各国のエントリーの中で、CSR 報告書をそのまま COP として提出するのではなく、グローバル・コンパクトに関わる活動を報告する、いわゆる狭義の COP を提出している企業の比率を一覧できるようにするために、右から 3 列目の数値（COP%）の高い順に並べたものである。フランスでは 8 割以上の企業が、また、アルゼンチンでは 77% を越える企業が、狭義の COP 報告を行っていることが分かる。一方、日本では、エントリーした企業のうちの狭義の COP 報告の形式を踏んだ企業は、わずか 18% にすぎない。これは、10 社に 8 社以上がより一般的な CSR 報告書をもって、COP に代えているということを指す。表 3 との比較においてもわかるように、中小企業のエントリーの少ない国は、相対的に CSR 報告書をもって COP に代える傾向があるということも分かる。

表 4 のいちばん右の列のデータは、中小企業が狭義の COP を利用している比率を表している。ドイツ、韓国、日本が示す 100% という数字は、エントリーした中小企業がすべて狭義の COP 報告を行っているということの意味する。つまり、一般的に中小企業の場合には、CSR 報告書を作成する動機が相対的に少ないことに加え、また仮に作成する意思があっても資源が不足しているために実現できないことが少なくないようである¹⁸。したがって、少

¹⁸ 必ずしも中小企業を念頭に置いたものとは限らないが、GC の「2007 年年報」は、企業が COP を提出しない理由として、①ただ乗り、②理解不足、③経営陣の変更、④資源不足、⑤経営破綻の五つを指摘している。United Nations Global Compact Annual

ない経費で比較的簡単に制作できる COP 報告書を作成することになる。その分量に関する分析は、後の節で行う。

ちなみに、CSR 報告書をそのまま COP として提出している企業の比率を降順に並べたのが表5である。表5は、基本的に表4の「裏返し」であるが、実際には狭義の COP にも CSR 報告書にも分類できないものがある。そのため、完全な「裏返し」にはなっていない。

表5 CSR 報告書の利用率

Country	Entry	CSR Report	Ratio (%)
Japan	61	44	72.1
Korea	38	24	63.2
Sweden	35	21	60.0
China	26	15	57.7
Netherland	25	13	52.0
Brazil	59	30	50.9
Canada	17	8	47.1
Italy	30	13	43.3
Spain	74	30	40.5
United States	53	20	37.7
United Kingdom	65	21	32.3
Germany	59	15	25.4
Mexico	49	11	22.5
Argentina	85	18	21.2
France	235	38	16.2
Total / Average	911	321	35.2

(2) プロダクト傾向について

(a) 使用言語の傾向

プロダクト傾向については、先の述べたように、使用言語の視点と分量・容量の視点を取り上げる。まず、使用言語の視点から見ておく。これは、各国の参加企業が広義の COP 報告を行うのにどの言語を用いているかという問題意識に関わる。

多国籍企業がグローバルに事業展開するようになって久しい。グローバルに事業展開をする大企業にとっては英語でビジネスを行うのが一般的であり、その意味で、ビジネスの世界では英語が共通語になっていることは否定できない。しかし、COP 手続きでは、使用言語は英語に限定されておらず、母国語で COP 報告をすることが認められている。あるガイダンス文書によると、「COP は、当該企業のステークホルダーにとって最もふさわしい言語で作成されるべきである」と記されている¹⁹。

そこで、次に母国語の使用状況を見ておきたい。表 6 は、母国語で COP 報告を行った企業数とそれが全体に占める比率を「母国語使用比率」として示したもので、3 か国ずつ五つの地域ごとにまとめて示してある。上から、北欧、南欧、北米英（英語圏）、ラテンアメリカ、東アジアの五つである。

表 6 国別の母国語使用比率

国名	エントリー数	母国語 使用報告書数	母国語使 用比率 (%)
Germany	59	7	11.9
Netherland	25	1	4.0
Sweden	35	0	0.0
France ²	235	186	79.1
Spain	74	73	90.5

¹⁹ The Practical Guide to the United Nations Global Compact Communication on Progress (COP), 2008 update version, February 2008, p. 15.

Italy	30	15	50.0
United States	53	53	100.0
United Kingdom	65	65	100.0
Canada	17	17	100.0
Mexico	49	38	77.6
Brazil	59	44	74.6
Argentina	85	81	95.3
China	26	5	19.2
Korea	38	16	42.1
Japan	61	10	19.7
Total / Average	911	611	67.1

使用言語については、英語を母国語とする国は当然のことながら母国語使用比率が100%になる。このような特殊な英語圏を除けば、母国語の使用比率が最も高い地域としては、ラテンアメリカ地域を特定することができる。アルゼンチンで95%以上、メキシコとブラジルでもいずれも70%以上の企業がそれぞれスペイン語、ポルトガル語で報告している。同様に、南ヨーロッパ地域では相対的に母国語使用度が高い。スペインは90%、フランスでは80%近い数字が出ている。イタリアでも半数の企業がイタリア語で報告している。反対に、北ヨーロッパ地域では母国語資料比率がかなり低いことがわかる。スウェーデンでも母国語で報告した企業は皆無であった。ドイツでドイツ語使用報告比率が11.9%、オランダではオランダ語使用報告率は4%である。むしろ、ドイツではドイツ語使用報告が1割を超えたことは意外である。

東アジア地域では、国によって差が出ている。日本と中国ではいずれも20%弱であるのに対して、韓国では約42%が韓国語で報告している。データは本稿で提示していないが、英語圏地域およびスウェーデンを別として、それ以外の国では中小企業（SME）が母国語で報告する傾向が強い。これは中小企業の資源が限られていることを考えれば当然のことかもしれない。

(b) 報告（書）の分量・ファイルの容量の傾向

次に、プロダクトとしての広義の COP 報告（書）がどのぐらいの分量（特にページ数等）になっているか、ファイルがどの程度の容量になっているかに関わる視点である。なぜこの視点を取り上げるかということについては、後に触れる。

広義の COP 報告の仕方としては、GC の COP サイトから自社の CSR 情報を開示したウェブサイトとリンクを張ることによって、COP サイトを経由して CSR 報告書を閲覧できるようにしている企業も一部ある。しかし、圧倒的多数の参加企業は、電子文書（MS-Word 文書、PDF 文書等）を作成し、それを COP サイト上で公開している（通常、これらは当該企業の自社サイトでも公開されている）。

この電子文書は、先に述べたように、「COP 報告書」というべきものと「CSR 報告書」ともいうべきものに分けることができる。COP 報告書の中には、ウェブ上に情報を貼り付けたもの（HTML 形式）と、MS-Word や PDF などの電子文書の形式で公開されているものに大別することができる。電子文書の形式で公開されている COP 報告書は、本稿では、便宜的に「独立型の COP 報告書」と呼ぶことにする。CSR 報告書の場合は、ほとんどが、印刷された紙媒体のほか、電子文書形式でも広く公開されている。

表 7 は、独立型 COP 報告書のページ数を表した表である。メキシコ、スペイン、ブラジルといったラテンアメリカ諸国の参加企業の報告書ページ数が相対的に多くなっていることが分かる。メキシコでは、COP 報告書 1 件あたりのページ数平均が 24.5 ページであるのに対して、日本企業の独立型 COP 報告書のページ数は最も少なく、平均わずか 2.5 ページである。メキシコと日本の間には 10 倍以上の開きがある。今回の調査では報告書に記載されている内容にまで立ち入って検討はしていないが、ページ数という形式について見る限り、ページ数の多い国ではそれだけ多くの情報を盛り込んだ COP 報告を行っているということができる。

表7 独立型 COP 報告書のページ数比較

国名	件数	総頁数	平均頁数
Mexico	34	833	24.5
Spain	12	213	17.8
Brazil	22	374	17.0
Korea	13	220	16.9
Italy	13	189	14.5
Netherland	9	118	13.0
Argentina	67	661	9.9
United Kingdom	37	339	9.2
Germany	37	320	8.7
China	10	83	8.3
United States	24	196	8.2
Canada	9	72	8.0
France	185	1277	6.9
Sweden	10	56	5.6
Japan	10	25	2.5
Total / Average	492	4976	10.1

表8は、CSR報告書の平均ページ数を降順で並べたものである。CSR報告書のサンプル数に関しては、カナダのサンプルが若干少ないのを除けば、そのほかの諸国のサンプル数は一定の範囲内に収まっている。しかし、その平均ページ数はかなりの開きがある。スペインとイタリアでは、CSR報告書の平均ページ数は160ページを越える。スペインの場合、400ページを越える報告書が2件、200ページを越えるものが6件、イタリアの場合は、提出された報告書の半数以上が150ページを超えている。一方、ページ数の少ないのはカナダで、平均ページ数は39ページである。日本と中国がそれに続く。

ページ数の多寡は何を象徴するのか。これについては必ずしも一概には言

いきれない部分がある。独立型 COP 報告書のページ数については、企業規模と何らかの関係がありそうである。しかし、この点については断定できる材料がない。

表 8 CSR 報告書のページ数比較

国名	件数	総頁数	平均頁数
Spain	30	4965	165.5
Italy	13	2185	160.1
Brazil	30	3595	119.8
Germany	15	1609	107.3
Netherland	13	1151	88.5
Korea	24	2026	84.4
Mexico	11	867	78.8
France	38	2973	78.2
Argentina	18	1241	68.9
United States	20	1210	60.5
Sweden	21	1234	58.8
United Kingdom	21	1153	54.9
China	15	760	50.7
Japan	44	2204	50.1
Canada	8	312	39.0
Total / Average	321	27485	85.6

一方、CSR 報告書のページ数については、日本に関して一つの傾向が見られる。その傾向とは、一部の情報を、印刷された紙媒体もしくはネット上でアクセスできる電子媒体（一般的には PDF 形式）から自社のウェブサイト上で HTML 形式で情報を公表し、あるいは、CSR 報告書とは別個の媒体を作成し、その中で一部の情報を移すようになってきているというものである。具

体的には、環境会計データ、あるいは後に言及する GRI インデックスなどの情報については、CSR 報告書本体に盛り込まず、本体から切り離し、別の冊子に掲載するか、あるいは、自社のウェブサイト上に貼り付けるやり方が観察されている。

この点に関連する一つの証拠になると思われるのが、表9のデータである。表9は、CSR 報告書において GRI インデックス（GRI 指標のそれぞれがどのページに記載されているかを概観できるようにした対照表）に言及している企業の比率を降順に並べたものである。日本の場合、44 件の CSR 報告書のサンプルのうち、GRI インデックスに言及しているものは4件しかない。しかし、これは必ずしも日本企業の実態を正確に反映しているものではないというべきであろう。ある民間の機関が、2008年、ウェブサイトまで含めた調査を行った結果（対象企業400社）、21.3%の企業が GRI インデックスを掲載していたことがわかったという²⁰。日本企業の中でも、GRI を参照して CSR 報告書を作成しているところは増加しているように思うが、まだこの程度なのかというのが率直な印象である。もっとも、日本企業については、GRI インデックスを CSR 報告書に掲載せず、代わりに自社のホームページ上でインデックスを公表する傾向が確認されている²¹。表9のデータにはこの点が反映されていない。

環境報告書についても同様の傾向が見られる。環境報告書の場合には、特にデータの分量が多くなる傾向があり、そのため、データ部分を別冊子としてまとめて公表している企業が少なくない。同じことが他の国、特に、相対的に数値の低く出ている国、たとえば、イギリスやフランスについても言えるのかどうか、詳細はわからない。しかし、一つの仮説として指摘すること

²⁰ CSR Communicate (シー・エス・アール・コミュニケート)「環境報告書・CSR レポート 2008 白書」。<<http://www.csr-communicate.com/trend/data/2008/guidelines>>

²¹ 今回の調査対象企業のうち44社が CSR 報告書をもって COP 報告としているが、そのうち11社は CSR 報告書には GRI インデックスを掲載していないが、自社のホームページ上で GRI インデックスを掲載し、どの項目について報告しているか、を明らかにしている。自社のホームページ上で GRI インデックスを掲載した企業を含めて再計算すれば、日本企業の場合、GRI インデックスの利用率は、約34%になる。

はできるであろう。

今回の調査では、すべての国について、同じ傾向があるかどうかを見る余裕がなかった。しかし、これらの傾向がどこまで全体の傾向を反映しているか、これも詳細に検討する必要があるように思われる。

表 9 GRI インデックスの使用傾向の比較

国名	件数	利用件数	利用率(%)
Korea	24	22	91.7
Brazil	30	26	86.7
Argentina	18	15	83.3
Spain	30	23	76.7
Sweden	21	13	61.9
United States	20	12	60.0
China	15	9	60.0
Mexico	11	6	54.5
Germany	15	7	46.7
Italy	13	6	46.2
Netherland	13	6	46.2
Canada	8	3	37.5
France	38	12	31.6
United Kingdom	21	4	19.0
Japan	44	4	9.1
Total / Average	321	168	52.3

広義の COP 報告書のファイル容量についても各国間で傾向が出ている。表 10 は、報告書が 2 メガバイト以上のファイルで構成されている件数、および、合計ファイル容量、一件あたりの容量をメガバイト数で表記したものである。韓国の COP では、狭義の COP および CSR 報告書を合わせて、韓国エントリー数の 68%にあたる 26 件、あわせて 210.59 メガバイトの容量になる。

一件あたりの容量は、8メガバイトを超える。CSR報告書のページ数が多い、スペイン、イタリアは、相対的にファイル容量も大きくなっている。一方、ドイツの場合、CSR報告書のページ数は相対的に多いほうであるにもかかわらず、ファイル容量では二番目に少ない²²。

表 10 2メガバイト以上のファイル容量の比較

国名	件数	総容量 (メガバイト)	平均容量 (メガバイト)
Korea	26	210.59	8.0
China	10	56.05	5.61
Spain	27	151.85	5.60
Italy	8	45.07	5.60
Argentine	13	71.30	5.49
United Kingdom	12	64.21	5.35
Japan	39	186.60	4.78
Brazil	27	124.54	4.60
Sweden	16	72.55	4.53
United States	12	52.50	4.35
Mexico	21	90.85	4.33
France	40	170.16	4.25
Netherland	7	29.01	4.14
Germany	10	40.40	4.04
Canada	5	16.98	3.40
Total / Average	273	1382.66	5.06

²² 比較検討する素材として、たとえば、GCの年報にあたる *Annual Review 2008* を挙げたい。PDF形式で公表されている同文書の巻末にはファイル容量が記載されている。全68ページで「7.5M」である。*United Nations Global Compact Annual Review 2008*, March 2009, p, 56.

ファイル容量を大きくする要因としては、まず、基本的にはテキストの分量が多ければそれだけ、データ容量も大きくなる。スペインやイタリアの場合はこれにあたる。一方、使用文字の特性によっても変わってくる。ハングル文字や漢字など、アルファベットと比べると一文字あたりのバイト数が大きい。韓国語、中国語、日本語で書かれた報告書は、相対的にファイル容量が大きくなる。報告書の平均ページ数では少ない日本が、ファイル容量で7番目に多いのは、そうした理由からであると思われる。データ量を大きくする要因はほかにもある。具体的には、写真などが多数掲載されている報告書はファイル容量が大きくなる傾向にある。

もっとも、ほかにもさまざまな要因がファイルの大きさに影響を与えているものと思われる。ただ、ここで、なぜファイル容量を問題にしているのかを説明しておく必要がある。それは、ファイル容量が広義の COP へのアクセシビリティと利便性に影響すると考えられるからである。処理能力の高いコンピュータで、処理速度の速い回線でアクセスする環境が整っていれば、容量の大きなファイルを開いて中身を閲覧することにそれほどストレスを感じないかもしれない。しかし、そうした接続環境はどこにでもあるわけではない。情報を公開する立場にある企業側がこの点をどこまで考慮しているかはわからない。しかし、情報にアクセスするステークホルダーの側からすれば、ネット上で公開されている CSR 報告書へのアクセシビリティ、あるいは COP へのアクセシビリティは、それらの利便性に関わる問題である。ステークホルダーへのサービスを真剣に考えている企業であるならば、そのたりのことについても配慮するのは当然であると思うが、どうであろうか。

実際、筆者が利用した、決して最新ではないパソコン使用環境では、COP サイトからある企業の COP または CSR 報告書をダウンロードしようとした際、2 メガバイトを超えるファイルは、そのファイルを開き切る（ダウンロードする）のに1分以上かかるケースがあった。10 メガバイトを超えるファイルについてはどのくらい時間を要したかいうまでもない。そうした情報に

アクセスする者にとっては、大きなストレスになる。そういう意味で、閲覧のために用意されているファイル容量は軽量であるに越したことはない。

(c) 報告書の分量・容量に着目する理由

この点は、この調査でなぜここに一つの焦点を当てたのかということにも関わる。狭義の COP 報告書は、基本的にある企業が GC10 原則に関連する実践を報告するためだけに作成した文書である。したがって、それは COP の枠組み内を越えて重要な意味を持つことはない。これに対して、CSR 報告書の場合は、企業が COP のためにわざわざ作成するものではなく、各種のステークホルダーを含む一般社会向けに作成した文書（媒体）である。GC の COP 手続きの下で CSR 報告書を用いて報告することが認められているため、いくつかの GC 参加企業は一般向けに作成した CSR 報告書をもって COP に代用していると解することができる。

本調査を実施して把握されたのは、主として、調査対象国の GC 参加企業が COP として登録している CSR 報告書形式、および若干の内容であるが、それに止まらない。今回行ったような COP 調査は、実は、調査対象国の背後にある企業の CSR 報告のトレンドを把握することができるということを強調しておきたいのである。今回の調査でも、COP の傾向を把握することができたが、同時に、当該国の企業の CSR 報告の傾向をも捉えることに成功している。

したがって、先の述べたような CSR 報告書の分量やファイル容量の傾向は、単なる GC 参加企業の間に見られる傾向ではなくて、当該国における企業一般に見られる傾向がそこに反映されているものであると考えることができる。具体的に見てみよう。たとえば、スペインやイタリアについては、CSR 報告書のページ数は中国企業や日本企業のその 3 倍以上の厚さになっているという結果、あるいは、韓国企業、ブラジル企業については GRI インデックスの掲載率が相対的に高いという結果は、それぞれの国における CSR 報告書の開示状況の一般的な傾向を反映していると考えられる。

もっとも、先にも触れたように、GRI インデックスの掲載率の高低、それ自体をそのまま額面価値で評価することは適切ではない。その数字がその国の産業界の GRI 使用度を表しているかどうか疑わしいからである。一方、CSR 報告書のページ数、あるいはファイル容量の多寡は、企業の情報提供意欲を象徴するものである反面、利用者の利便性を制限する一つの要因にもなりうる。同時に、企業側における製作コストにも関連する要素でもある。300 ページを越える、単行本一冊に相当するような分量の報告書が本当に必要なのか批判的に検討されなければならない。

(d) 狭義の COP 報告書の書式

今回の調査の対象とした 2008 年の段階では、GC 参加企業は、署名参加後は 2 年以内に COP を提出し、以後は毎年提出するよう求められていた。また、参加企業は、10 原則のそれぞれについて自社の実践を報告することが求められていた²³。その後、2009 年 4 月にルール改訂があり、企業は GC に参加してから最初の 5 年間に限って、4 分野のうちの少なくとも 2 分野について報告することを求められるようになった。つまり、10 原則すべてについて

²³ GC 公式文書の「COP 実践ガイド」では、「10 原則のすべてを一括の声明にまとめようとはしないでください」とされており、10 原則のそれぞれを個別に取り扱うことを求めている（ガイド、8 ページ）。筆者は、2006 年初頭に出した図書の中で、GC の報告体制について記述した際、COP 導入に触れ、それ以前は、参加企業は自社が取り組んでいるある特定の原則だけについて報告すればよかったのが、COP 導入時に 10 原則すべてについて報告することを求められるようになった旨を記載した。一般向けの図書であったため、出典・根拠を明記していないが、当時入手できた資料を自身で参照してそのように記載したことを記憶している。いまだ、その出典を確認できていない（ネット上で公開されていた GC 公式文書は、ダウンロードしておかないかぎり、その後になってからは、少なくともネット上では入手困難になる）。しかし、COP 導入時から「10 原則報告ルール」が適用されていたことはほぼ間違いない。一部の国を除き、その他の国のかなり多くの企業が 10 原則のそれぞれについて報告していることは一つの重要な証拠になるであろう。梅田徹『企業倫理をどう問うか』日本放送出版協会（2006 年）、209～210 ページ。また、初期のころに出された GC 公式文書では、「GC の原則各々もしくは原則のカテゴリーごとに」実践を説明することを求めるものも存在した。「コミュニケーション・オン・プログレス（COP）に関するグローバル・コンパクト（GC）・ガイダンス」（国連広報センター訳）、7 ページ。これは、COP に関するルールが明確に規定されていないことを示す証左であろう。

報告するというルール（以下、「10原則報告ルール」と述べることにする）は、「4分野報告ルール」に置き換えられたのである²⁴。しかしながら、対象期間を2008年に絞っていた今回の調査では、「10原則報告ルール」が妥当していたという前提を採用した。参加企業はCOP提出にあたり、このルールをどの程度遵守していたのか。この点についても調べを入れた。

この点を観察し、記録するために用意したカテゴリーは、先に述べたように、四つである。一つは、10原則すべてについて実践を報告しているケース（「covers the 10 principles」と評価されるもの）、二つ目は、4分野ごとに実践を報告しているケース（「covers the 4 areas」と評価されるもの）、そして三つ目が、こうした区分（10原則または4分野）を意識することなく、漫然とグローバル・コンパクトに関連する（と主張する）活動についてごく簡単に記述・報告しているケース（「general」というラベルを付けたもの）、四つ目は、10原則のうちの一部の原則についてしか報告していないケースである。4分野のうちすべての分野を報告していないケースもこれに含めてカウントした。

調査では、国によってかなりの偏りがあるという結果が出た。たとえば、10原則のうちいくつかの原則（たとえば、環境に関する第7原則、第8原則）だけを取り上げて、それらについてしか報告していない企業が最も多いのはフランスで、狭義のCOP報告をしている企業のうちおよそ3分の2が「10原則報告ルール」を遵守していないことが分かった。次いでその比率が高いのがアルゼンチンで、53.1%である。それに続くのがドイツの14.7%であることを見ると分かるように、フランス、アルゼンチンの数字は群を抜いて高い。反対に、「10原則報告ルール」の遵守率で最も成績が良いのは韓国で、狭義のCOP報告をした企業のうちの91.7%は、10原則それぞれについて報告をしている。イギリス（77.1%）、イタリア（76.9%）、メキシコ（67.6%）がそれに続いている。「general」というラベルを付けたものが多い国は、ブラ

²⁴ 新たに採用されたルールについては次を見よ。United Nations Global Compact, Policy for the “Communication on Progress” (COP), 3 April 2009, pp. 1-2.

ジルで 53.3%、日本がそれについて多く、50%という数字が出ている²⁵。

プロダクト傾向に含めるのが適切かどうか若干の迷いがあるが、テクノロジーとしておきたいことがある。特定のファイル形式で作成した COP 報告書を公表するのではなく、一定のウェブ形式の雛形（テンプレート）に情報だけ流し込んだものを COP としているケースが非常に目立ったのが、スペインである。詳細は不明であるが、企業が独自に作成するというよりも、独自の報告媒体のない中小企業などに参加を呼びかけて、どうやらローカルネットワーク（LN）が代行して作成しているようである。この方式それ自体に問題はないと思われる。ただ、同じテンプレートを使っている結果、一見すると独自性のない、同じような情報が提供されていると誤認してしまう可能性がある。しかし、中小企業にとっては、このような方式は COP を行う上で重要な支援を提供していると思われる²⁶。

(e) 日本企業の情報開示の傾向

日本の取り組みについて若干の分析とコメントをしておきたい。グローバル・コンパクトに参加している日本企業のうち、狭義の COP を提出している企業が相対的に少ないこと、また、中小企業のカテゴリーに入る企業はすべて、狭義の COP 報告書を提出していることについては、先に述べた。それらは、狭義の COP 報告書であるから、所定の規定に従って 10 原則のすべて、あるいは 4 分野のすべてについて報告することを求められている²⁷。しかし、日本企業の場合には、私が設けたカテゴリーでいう general に該当するものがほとんどを占める。さらに、表 7 が示すように、日本企業の独立型 COP

²⁵ ギレ財団が行った COP 調査でも、原則に関する説明や情報の詳細さの程度のばらつきがあることが指摘されている。 *United Nations Global Compact Annual Review 2008*, (March 2009), p, 56.

²⁶ 各国でさまざまな COP のためのテンプレートが開発されている。アメリカに本拠を置く SRI World Group, Inc. が運営する OneReport®は、GC と共同で COP Publisher（無料）、Enhanced COP Publisher（有料）を開発し利用のために供している。
<<http://www.one-report.com/cop/>>.

²⁷ 注釈（17）後半を見よ。

報告書のページ数は、平均 2.5 ページという少なさである。このことは、報告書の内容に立ち入った調査をしなくとも、形式的な分量という観点から判断するだけでも、一つのことを示している。つまり、それは、日本企業が COP 報告書の中で報告している情報量がごく限られているということである。

CSR 報告書をもって COP に代えようとしている企業は、すべてが company のカテゴリーに入る（その意味において、中小企業のカテゴリーに入らない）企業である。CSR 報告書の平均ページ数も、ほかの諸国と比較して少ないほうであるが、先に述べたように、CSR 報告書については、一部の情報を CSR 報告書に掲載しないで、代わりにウェブサイトに乗せる傾向があるほか、ページ数が多すぎることも問題である。しかしながら、日本企業のほとんどは、公表している CSR 報告書の中でも GC に多くのページを割いていない²⁸。他の国の企業の場合、CSR 報告書の中に COP 報告書の記載をそのまま転載し、あるいは、COP 報告書の内容を記載しているケースが目立つ。

以上、形式的な観察ではあるが、これから引き出すことのできる一つの結論は、GC に参加している日本企業の場合、とりわけ、CSR 報告書で代用している企業は、実質的に GC に関する実践報告を含め、自身の CSR 報告書の中で GC に関する情報を発信していないということである²⁹。GC に関する情報を発信するのは、CSR 報告書に限られない。ほかにもさまざまな機会があるに違いない。しかし、企業が発行する CSR 報告書は、自社の CSR に関する取り組みが一箇所にまとめられている貴重な媒体であり、これを最大限に生かすことなくしてほかのどこで GC の普及に貢献しようというのであろうか。その意味で（また、その意味に限ってではあるが）、日本の GC 参加企業の多くは、GC 参加企業に期待されている、「GC の普及に貢献する」という

²⁸ 日本企業が CSR 報告書のページ数を削減する傾向にあることについては、株式会社ゼネラル・プレス「CSR 報告書調査レポート 2009」、4 ページを見よ（前注(3)）。91 ページを超える報告書を発行している日本企業は、全体の 1.2%しかない（同、p. 31）。

²⁹ 「COP 実践ガイド」には、「年次報告書あるいはサステナビリティ報告書を発表する企業は、COP をこの報告書に組み入れるべきです」という記述がある。（「コミュニケーション・オン・プロGRESS」実践ガイド、5 ページ）

目的を十分に果たしているとは言いがたい。

できれば、大企業においても、COP のために作成した（狭義の）COP 報告書の中で、規定にそって 10 原則に関する自社の取り組みを報告することが望ましい。仮に CSR 報告書で代用するとしても、狭義の COP 報告書に記載されるであろうような内容をその CSR 報告書の中に盛り込めば、より多くの閲覧者に対して GC に関する情報を提供することができるであろう。その意味でも、参加企業は、自社媒体としての CSR 報告書の中に COP 報告を組み込むことが望ましい。

（3）対象国のエントリー傾向とプロダクト傾向に見られる特徴

調査対象国のうち、際立った特徴があるものだけを以下は取り出し、その特徴をまとめておきたい。

フランス

- ・提出された COP 報告書の中で中小企業（SME）が占める比率がもっとも高い（36.1%）。
- ・提出された COP の中で狭義の COP 比率（82.6%）が最も高く、CSR 報告書で代用する企業の割合が最も低い（16.2%）。
- ・狭義の COP 報告のうち、「10 原則報告ルール」に合致している比率が最も低く（11.8%）、約 3 分の 2 の COP 報告書は、10 原則（または 4 分野）のうちの一部についてしか報告していない。

スペイン

- ・母国語（スペイン語）による報告比率がアルゼンチンについて高い（90.5%）。
- ・一定の HTML 形式の雛形（テンプレート）を利用した COP 報告を行っている企業が多いのは、他の国に見られない特徴である。
- ・独立型 COP 報告書の平均ページ数がメキシコに次いで多い。
- ・CSR 報告書の平均ページ数が最も多い。

アルゼンチン

- ・母国語（スペイン語）による報告比率が最も高い（95.3%）。
- ・10原則（または4分野）のうちの一部についてしか報告していない報告書の比率が、フランスに次いで高い（53%）。

イタリア

- ・CSR報告書の平均ページ数がスペインに次いで多い。
- ・独立型 COP 報告書の平均ページ数が相対的に多い。

メキシコ

- ・独立型 COP 報告書の平均ページ数をもっとも多い。

韓国

- ・提出された COP 報告書（狭義の COP と CSR 報告を含めたもの）のファイル容量が最も多く、各国の平均容量よりも6割以上も多い。
- ・CSR報告書のなかで GRI インデックスを掲載している比率が最も高い（91.7%）。
- ・独立型 COP 報告書において「10原則報告ルール」に従って報告している比率が最も高い（91.7%）。
- ・独立型 COP 報告書の平均ページ数が相対的に多い。

ブラジル

- ・独立型 COP 報告書の平均ページ数が相対的に多い。
- ・CSR報告書のなかで GRI インデックスを掲載している比率が韓国に次いで高い（86.7%）。
- ・独立型 COP 報告書において10原則ごと、もしくは4分野ごとに実践報告をしていない割合（本調査で general と区分したもの）が最も高い（53.3%）。

イギリス

- ・独立型 COP 報告書において「10原則報告ルール」に従って報告している比率が韓国に次いで高い（77.6%）。

日本

- ・参加企業のうち COP を提出した企業の比率が調査対象国の中で最も高い。
- ・独立型 COP 報告書の平均ページ数が最も少なく、各国平均値の半分程度しかない。
- ・調査した範囲に限って言えば、CSR 報告書における GRI インデックスの言及率が最も低い。

カナダ

- ・CSR 報告書の平均ページ数が最も少ない。

4. おわりに

本稿では、国連グローバル・コンパクトに署名参加した企業が行っている COP に関して、日本を含む 15 か国の状況を把握し、必要に応じて比較検討することにより、さらにその背後にある CSR 報告書の開示傾向に迫ろうとする一つの試みについて報告した。調査の結果、調査対象国の COP の状況、ならびに CSR 報告の傾向などを把握することができた。

同じ方法論を用いて同一対象国について経年変化を見ることもできるほか、それ以外の国の状況についても同じ方法論を用いて調査することは可能である。ただし、2009 年はじめより、国連グローバル・コンパクトの公式サイトにおける COP の検索システムが変更になった。それ以前は、登録・開示された COP（広義）のデータのみがまとめられたデータベースがあり、その中から検索ツールを用いることによって特定の国、特定の年、特定の企業の報告などを抽出することが可能であった。これがシステムの変更によって、抽出作業が複雑になり、以前とまったく同じ作業は事実上できなくなった。その意味で、本稿で報告した調査で用いた方法論をそのままでは適用できなくなった。応用性が限られるという点では残念である。

本調査において、また、本調査について報告する本稿において筆者が強調

したかったのは、署名参加企業の COP 実践を把握することを通じて、その背後にある CSR 報告書の開示傾向を把握することができるという考え方そのものである。今回の調査では、報告書の量的分析に主眼を置いていたため、独立型の COP 報告書あるいは CSR 報告書の内容にまで立ち入って調査、分析しなかった³⁰。これが今回の調査における限界の一つである。機会があれば、COP 制度の下で報告されている内容にまで踏み込んだ調査、分析については、取り組んでみたい。

〈付記〉

本稿は、平成 21 年度科学研究補助金・基礎研究(B)「国連グローバル・コンパクトの課題」(研究代表者：江橋崇法政大学教授)の研究分担者としての研究成果の一部である。

³⁰ 企業がネット上で開示する環境情報を内容の観点から分析した論文としては、Anita Jose and Shang-Mei Lee, “Environmental Reporting of Global Corporations: A Content Analysis based on Website Disclosures,” *Journal of Business Ethics* (2007) 72:307-321 がある。COP における男女平等推進という内容的観点から調査、分析した論文として、大西祥世「雇用における男女平等の実効的な推進—国連グローバル・エンパクトの新展開」『法學志林』第 108 巻 1 号 (2010 年 7 月) がある。また、山口明子「CSR 報告書における国連グローバル・コンパクトに関する記述調査」(研究会資料、未公表)は、2008 年度の企業活動を記載した参加各企業の 2009 年度版 CSR 報告書における記述内容を詳細に分析している。

